

## むきばんだ史跡公園 維持管理等作業の業務一覧

区分	業務内容	具体的な業務内容
維持管理 作業員	<p>施設で行う維持管理作業等において、史跡公園職員の指導の下、一定の知識と技術を活用して業務に当たる。</p> <p>※指定管理者は文化財保護法第113条で規定する「管理団体」としては指定できないため、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第4条（維持の措置の範囲）における管理及び復旧等作業のうち、指定管理者が行うことができるものは、ごく定例的なもの（単純な草刈りや施肥、樹木管理）に限定される。史跡等の価値に直結するもの（史跡を構成する植生等景観、復元建物）は管理団体である県が行わなければならないため、指定管理者は右記の業務を行うに当たっては、その都度、県の指導、確認や承認を受けなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復元建物の燻蒸作業</li> <li>・復元建物の修繕（高所作業あり） <ul style="list-style-type: none"> <li>〔屋根葺き替え、杉皮等張り替え、茅の刈取・保管、千木・カラス止まり等補修等〕</li> </ul> </li> <li>・草地・芝生・植栽の管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔除草（刈払機使用 ※①）、草抜き、芝刈り、除草剤散布、集草運搬、剪定（高所作業あり）、作業道具の保守等〕</li> </ul> </li> </ul> <p>※①刈払機は、「刈払機作業従事者に対する安全衛生教育研修」等を受講した者に使用させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防腐剤の塗布 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔骨格住居、四阿、ベンチ、看板、階段、手摺りの木製部分等〕</li> </ul> </li> <li>・塗料の塗布（補色） <ul style="list-style-type: none"> <li>〔ベンチ、手摺り等〕</li> </ul> </li> <li>・里山管理（高所作業あり） <ul style="list-style-type: none"> <li>〔林内伐採（チェーンソー使用 ※②）、林内剪定、不法投棄物の回収、伐木・倒木の運搬集積、土運搬等〕</li> </ul> </li> </ul> <p>※②チェーンソーは、「伐木等の業務に係る特別教育研修」等を受講した者に使用させること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチ・階段・手摺り・道標・看板等の修理及び設置</li> <li>・公用車運転（要普通免許）</li> <li>・弥生体験活動補助（受入事業・主催事業等。別紙8の2（1）①～⑤及び（2）①参照。）</li> </ul>
史跡管理員	<p>（指定管理者の単独判断による維持管理作業の実施は不可）</p>	<p>上記業務に加えて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地等における上記業務の指揮・監督</li> <li>・史跡指定地巡視</li> <li>・史跡指定地清掃</li> <li>・公園開閉門</li> <li>・公用車の洗車</li> <li>・ハチ等の防除</li> </ul>

別紙 2

むきばんだ史跡公園 清掃業務委託仕様書

この仕様は、清掃作業の概要を示すものであり、本書に記載がなくても、発注者が美観の保持又は建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で受注者はこれを行うものとする。

1 作業範囲

作業の対象建物及び区域は、別紙 2-1 の図面のとおりとする。ただし、管理上の都合により、その一部を変更する場合がある。

2 清掃作業基準仕様

(1) 作業概要

作業の要領は次のとおりとする。

ア 日常清掃

1 週を単位にして、週 5 回から 1 回の範囲で行う作業をいう。

原則として月曜日、水曜日、木曜日、土曜日、日曜日に行うものとする。

イ 定期清掃

年間 4 回又は 2 回、もしくは 1 回行う作業をいう。

原則として第 4 月曜日（休館日）に行うものとする。

(2) 作業内容

作業の種類及び方法は、別紙 2-2 のとおりとし、具体的な基準は、別紙 2-3 「清掃作業基準表」（以下「基準表」という。）のとおりとする。ただし、著しい汚れが生じた場合には、基準表に定める回数にかかわらず清掃を実施するものとする。

(3) 作業時間

日常的な清掃作業は、開園日に行う。ただし、定期清掃など、内容や安全管理等の理由により、休園日に行う必要がある清掃作業は、休園日に作業を行う。

区分	日にち及び時間
開園日	以下の休園日及び年末年始を除いて、9時から17時まで ただし、教育委員会があらかじめ指定する日にあつては、19時まで
休園日	毎月第4月曜日（その日が祝日の場合はその翌日）
年末年始	12月29日から1月3日まで

(4) 使用材料

ア 本作業に使用する材料は、すべて品質良好なもので、清掃箇所に適合したものを  
用いること。

イ 使用材料のうち、以下に掲げるものは、その仕様を満たしたものであること。

(ア) トイレペーパーは、日本工業規格（J I S）を満たし、かつグリーン購入法に適合した商品であること。

(イ) 石鹼液は、手指の殺菌・消毒が可能なものであること。また、原液を希釈し

て用いる石鹼液の場合、当該製品が指定する希釈倍率を下回ってはならない。  
トイレに備え付けの石鹼液タンク（14箇所）に適宜補充すること。

(ウ) マットは、屋内・屋外用あわせて、80cm程度×90cm程度が5枚、90cm程度×150cm程度が5枚とし、その配置については別添図面及び発注者の指示に従うこと。

(エ) 便座クリーナー液及びクリーナー液用ディスペンサーを、洋式便器の個室（9箇所）へ設置する。クリーナー液は、トイレットペーパーに含ませ、便座を拭くことで、除菌が出来るものとする。また、ディスペンサーの設置にあたっては、落下等のおそれがないよう、発注者の指示に従い、適切に取り付けること。クリーナー液は、ディスペンサーに適宜補充すること。

(オ) ゴミ袋は、大山町事業所系ゴミ袋を用いること。

#### (5) 清掃作業実施計画表及び清掃作業報告書

受注者は、基準表により、事前に1ヶ月毎の清掃作業実施計画表を作成して発注者の承認を得ること。

作業終了後は、1ヶ月毎の清掃作業報告書を発注者に提出すること。また、トイレットペーパー、石鹼液、ゴミ袋については、毎月の使用数量を報告書に記入すること。なお、実施計画表及び作業報告書の様式は任意とする。

#### (6) ゴミ等の排出量報告

受注者は、毎月の可燃ゴミ、不燃ゴミ、シュレッダーゴミ、古紙の排出量を報告すること。

### 3 作業に当たって留意すべき事項

- (1) 作業に関する法令等を遵守し、誠実、迅速かつ効果的に行うこと。
- (2) 作業箇所に応じ、適正な機械器具、材料等を使用し、施設等を損傷しないこと。
- (3) 作業実施に必要な人員を確保し、作業の疎漏、遅滞等がないようにすること。
- (4) 建物、工作物、器具、備品等に損害を与えたとき、又はき損を発見したときは、直ちに発注者に報告し、その指示を受けること。
- (5) 作業は、発注者の業務に支障を与えないこと。
- (6) じんあいを飛散させないこと。
- (7) 火気には特に留意し、引火性物質は努めて使用しないこと。
- (8) 不衛生な処置をとらないこと。

### 4 業務の調査

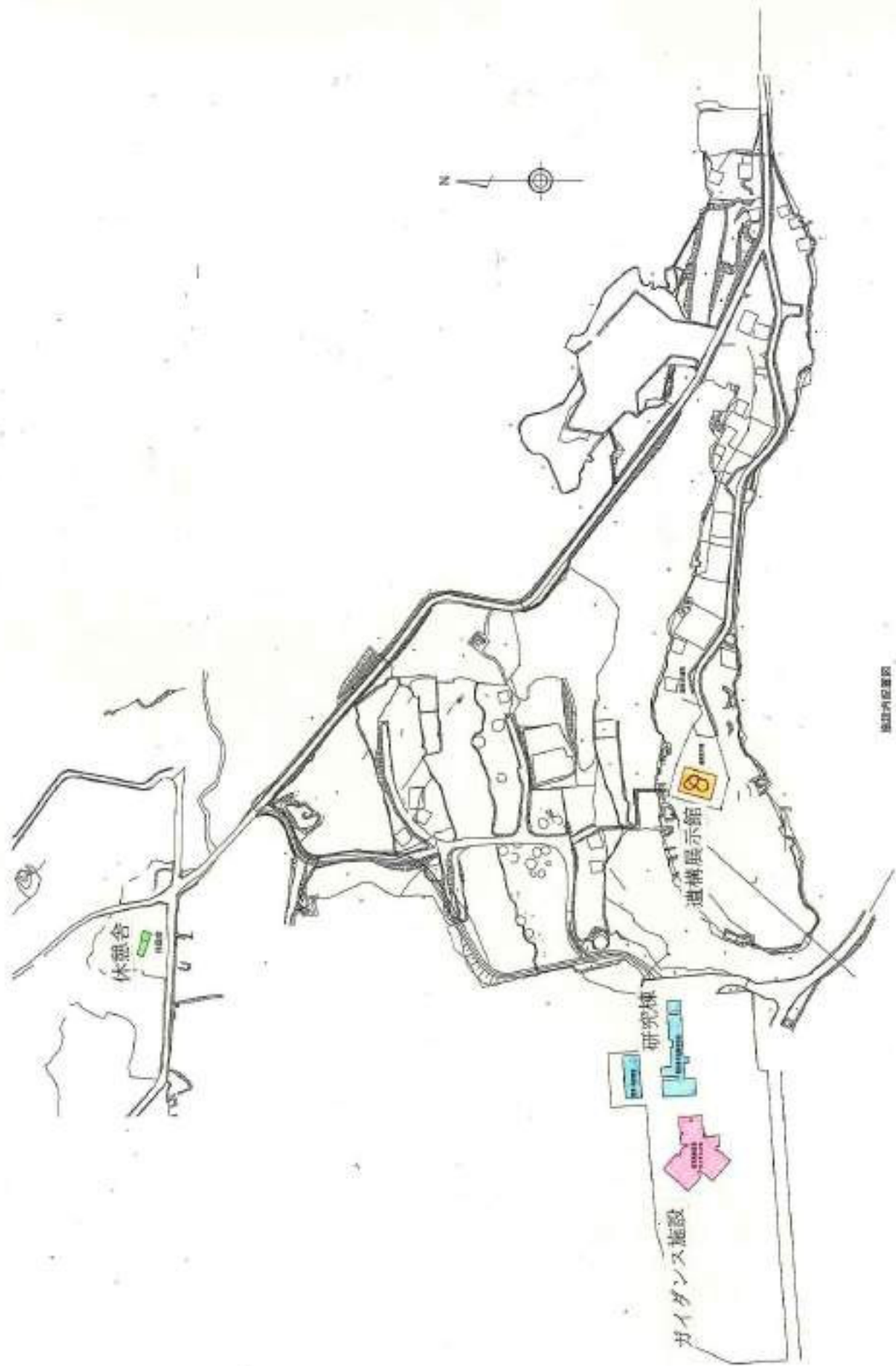
本業務については、受注者の履行状況を、必要と認められる時に調査する。調査結果により、履行状況が仕様書に示した基準等と適合しないと認めるときは、作業の手直し又は業務の改善を指示するものとし、その指示に従わないときは、契約を解除するものとする。

5 経費の負担区分

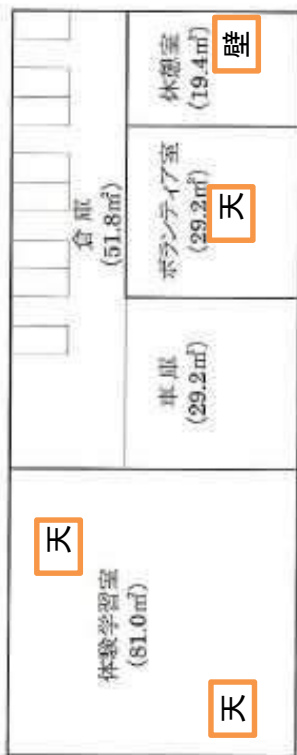
項 目	負担区分
・業務に伴う電気、水道	発注者
・トイレトペーパー ・石鹼液、ワックス ・便座クリーナー液、液用ディスペンサー ・不・可燃物のゴミ袋 ・その他仕様に基づく清掃器具及び消耗品	受注者

6 その他

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部建築保全業務共通仕様書（平成25年版）によるものとする。

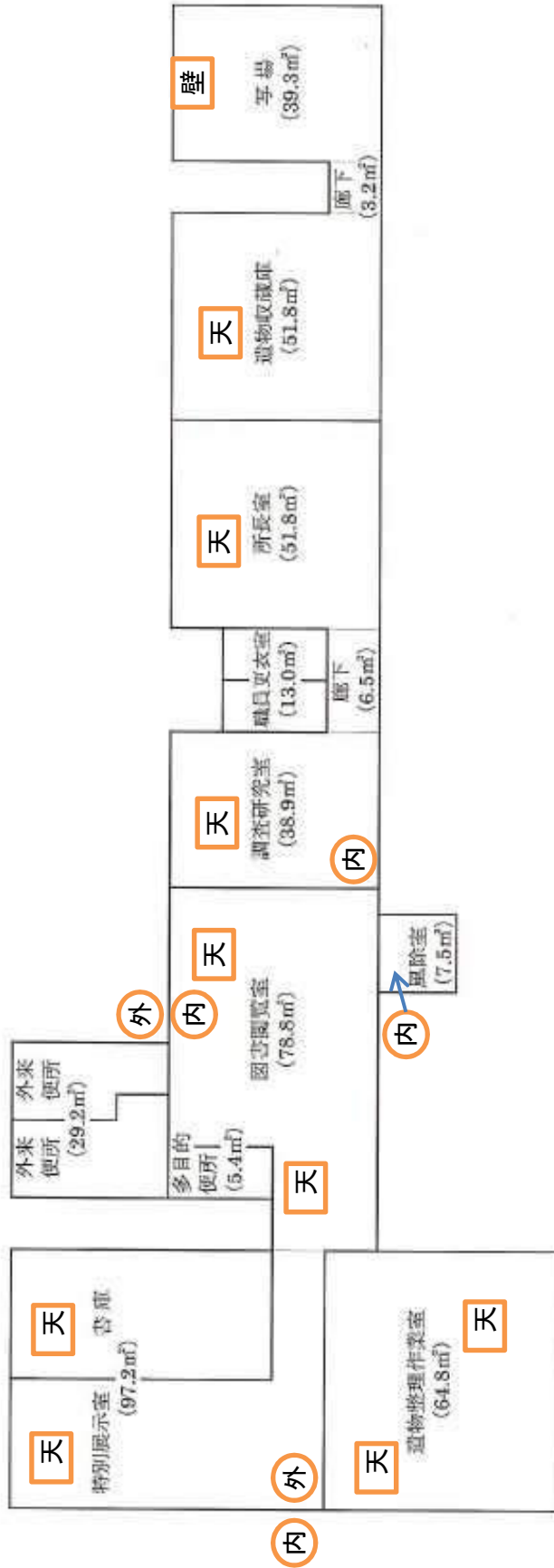


調査研究棟 清掃図面



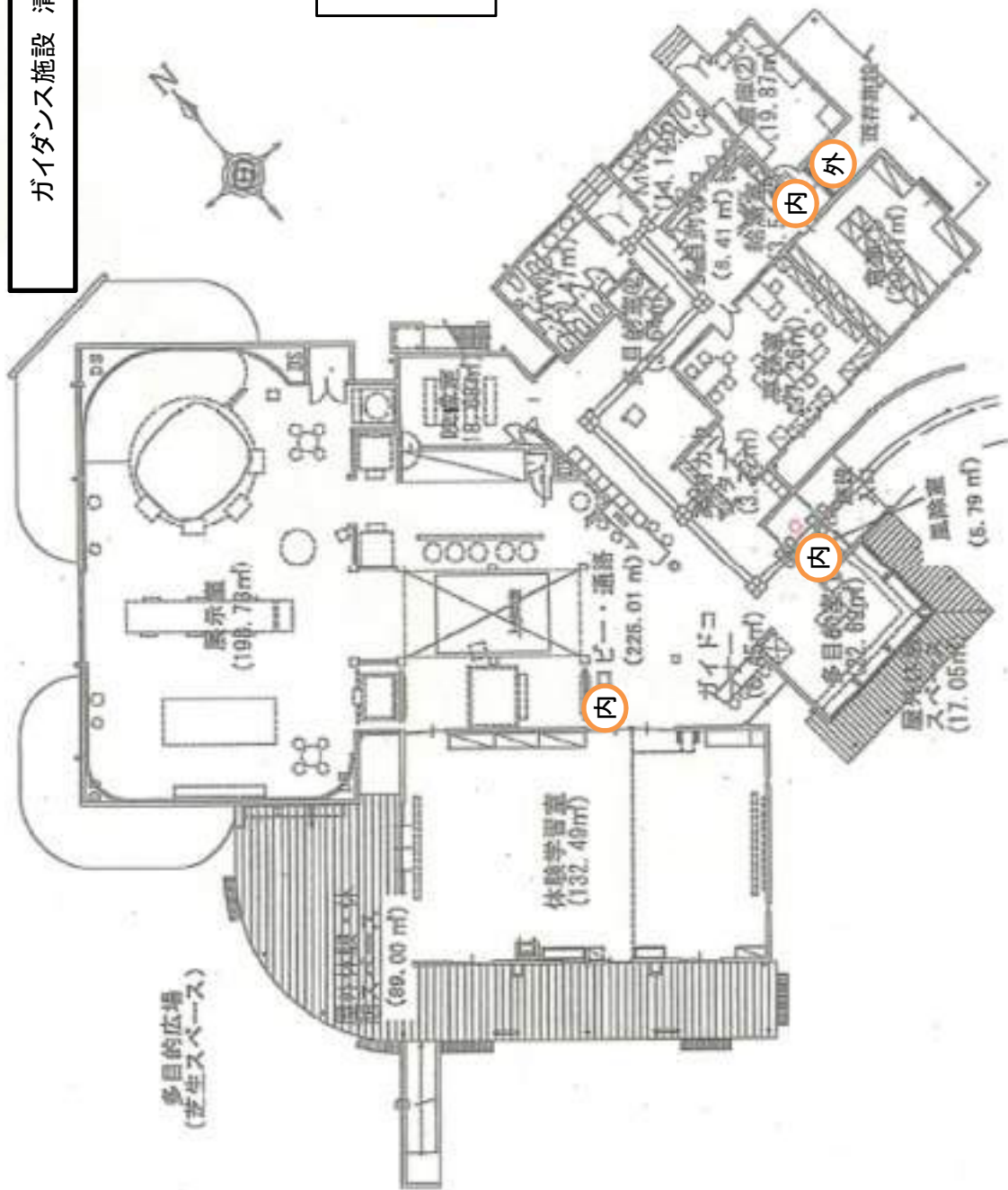
マット配置  
内:屋内マット  
外:屋外マット

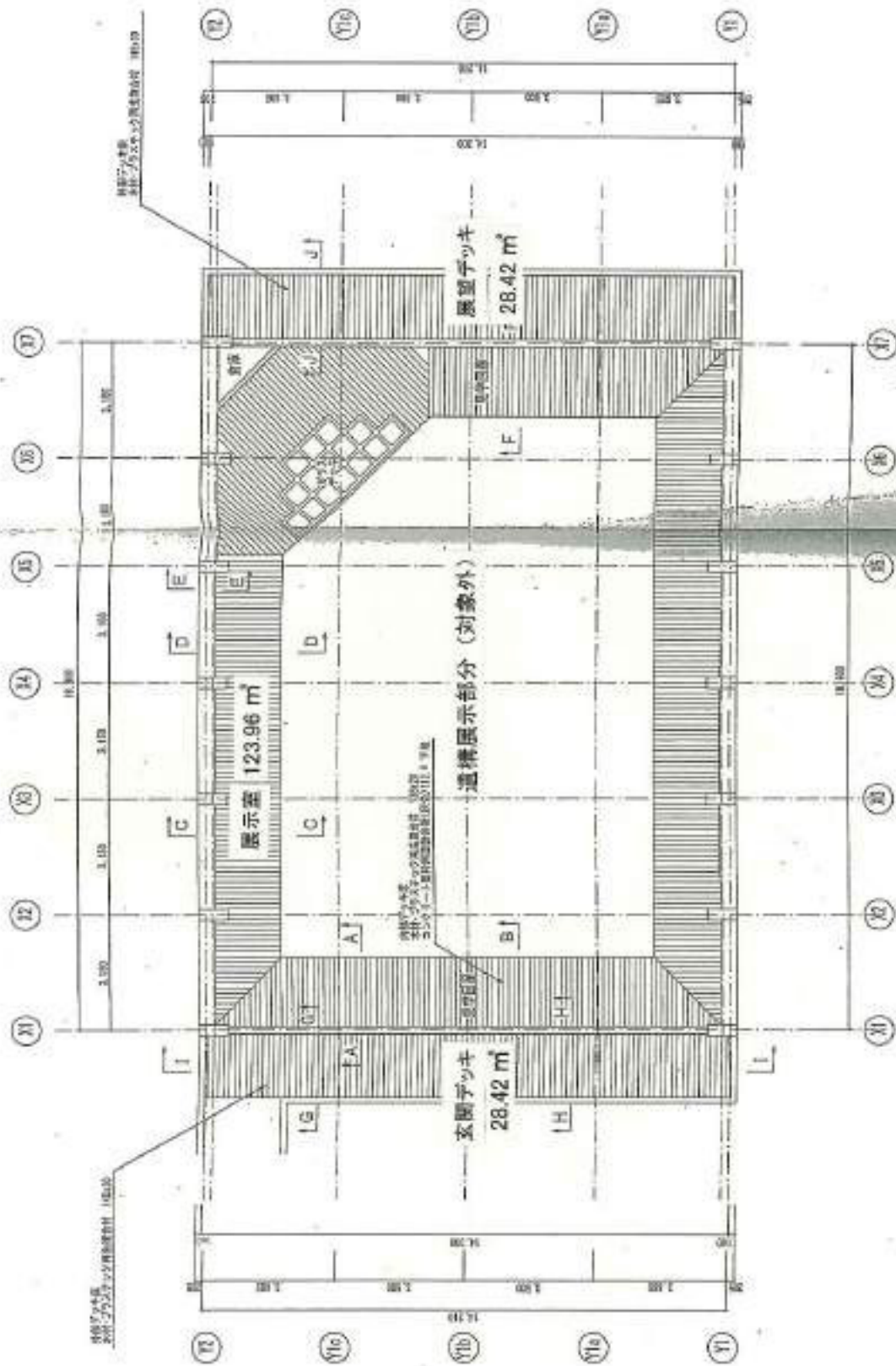
空調機配置  
天:天井埋込型  
壁:壁掛型



ガイダンス施設 清掃図面

マット配置  
 内: 屋内マット  
 外: 屋外マット

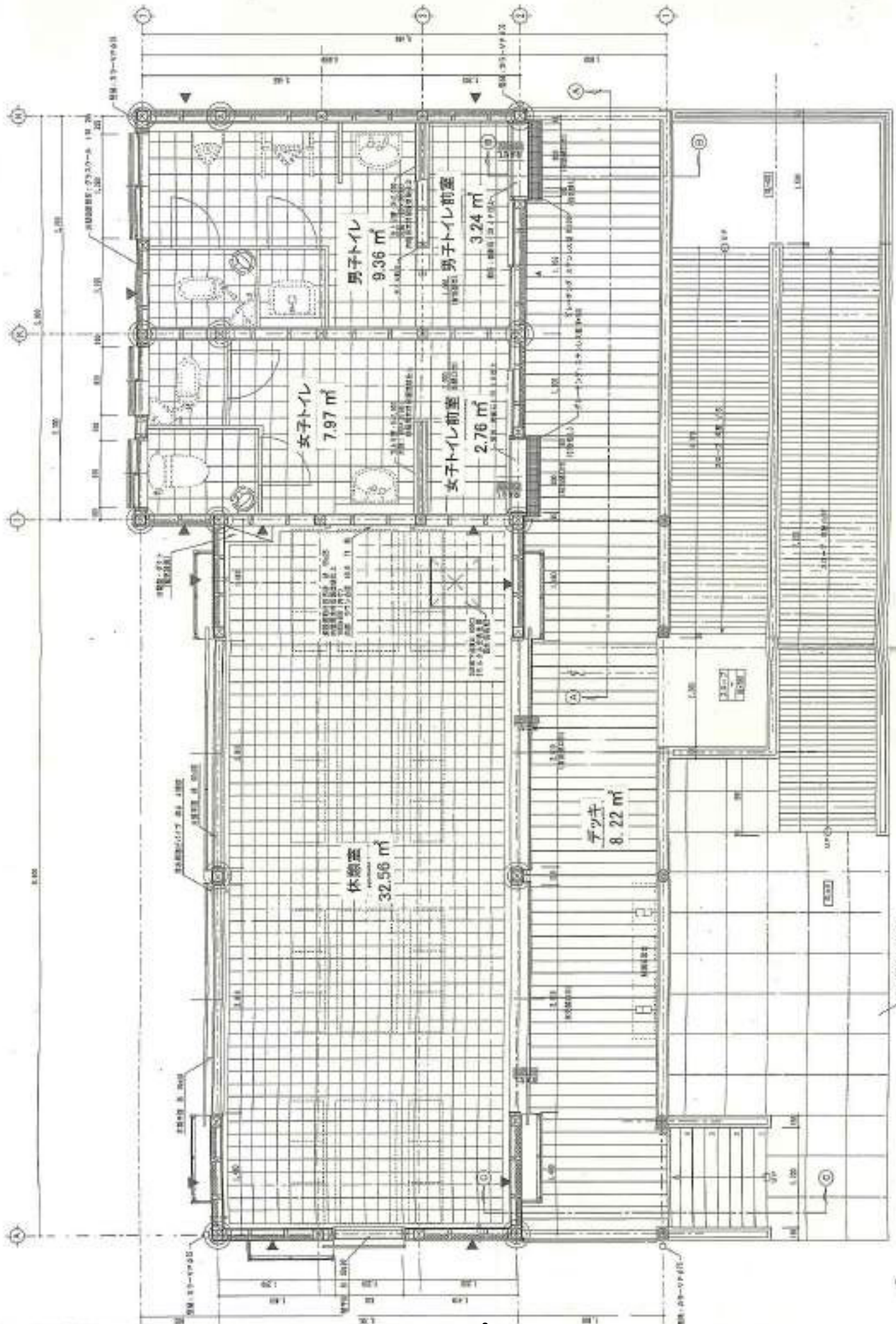




[A, A'] 詳細図 (A-26・27) 断面位置を示す

遺構展示館図面



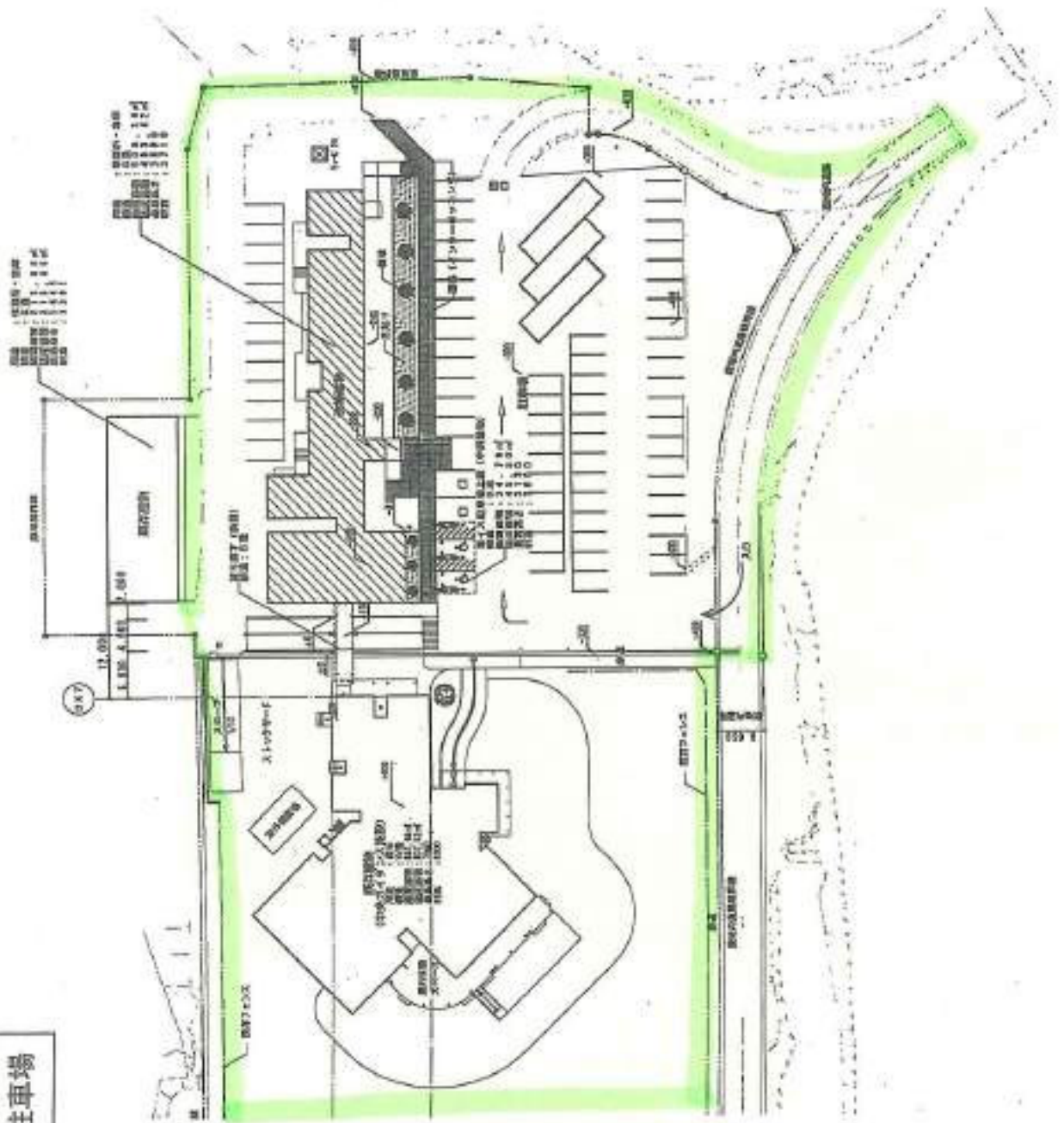


休體會図面

1	男子トイレ	9.36
2	女子トイレ	7.97
3	男子トイレ前室	3.24
4	女子トイレ前室	2.76
5	休體會	32.56
6	デッキ	8.22



建物外周及び駐車場



清掃作業は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全共通仕様書（平成 25 年版）の中の「第 4 編 清掃」による。併せて、1、2 に示す作業項目については、作業の留意点に配慮して作業を行なうものとする。

## 1 日常清掃

作業項目		作業の留意点
1	除じん、部分水拭き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フローリングは掃き掃除の上固く絞った雑きんでよく拭く。</li> <li>・珪藻土床は、掃き掃除のみとするが、必要に応じて汚れた部分を拭き取る。</li> </ul>
2	フロアマット除じん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図示する場所に屋外マット、屋内マットを備え付け、泥、ちり等を取り除く。</li> </ul>
3	吸殻収集、ゴミ収集 ゴミ収集（梱包）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不燃物、可燃物は定められた方法により分別し、袋詰めした後、所定の日に出ること。</li> <li>・搬出の際に計量を行い、当月分を翌月 15 日までに、発注者へ報告すること。</li> </ul>
4	什器・備品の拭き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給茶器は、清潔な布を使用するなど衛生面に特に配慮の上で作業を行う。</li> <li>・展示ケースガラスは乾布で入念に拭くこと。乾布で落ちにくい汚れは洗剤を使用する。金具も同様にする。</li> </ul>
5	扉・壁の部分拭き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・扉、壁及びホールパネル等汚れの付着しやすい箇所は、適正洗剤を使用して入念にふき取る。</li> <li>・扉の溝は、掃除機等でちり、ほこり、砂等を除去する。</li> </ul>
6	建物外周及び駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物周辺及び駐車場の落ち葉やゴミをほうき等により拾い掃きするとともに、堆積する顕著な土砂等を除去する。</li> <li>・芝生部分は巡回して粗ゴミを拾う。</li> </ul>

## 2 定期清掃

作業項目		作業の留意点	実施予定時期																												
1	表面洗浄	・フローリング床は床面を傷めないよう留意のうえ行なうものとする。	4月 7月																												
2	一般洗浄（硬質床）		10月																												
3	ガラス清掃		1月																												
4	扉・壁の全面拭き	・扉をタオルで全面水拭きする。汚れは適正洗剤を用いて除去する。扉周囲等の壁で汚れのある箇所は適性洗剤を用いて部分を拭きを行なう。	6月 10月																												
5	高所ちり払い	・天井、壁、窓、照明器具、換気扇、時計、配管類、ブラインド等日常手の届かない箇所は、脚立等を使用し、電気クリーナー又はハタキでちり払う。																													
6	照明器具拭き																														
7	金属磨き	・出入り口の握手、引き手、手すり、ちょうつがいの類に見える金具は、適当な材料をもって磨きつや出しをする。	4月 6月																												
8	玄関まわり及び出入口、渡り廊下	・渡り廊下の清掃は、設置されている滑り止めマット表面の清掃に加え、滑り止めマット下の床面（コンクリート）も清掃する。	10月 1月																												
9	空調機清掃	<p>・冷暖房前、年2回分解し、以下と同程度の内容及び手順で行う（天井埋込型12台、壁掛型2台）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>台数</th> <th>室名</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別展示室</td> <td>天1</td> <td>遺物収蔵庫</td> <td>天1</td> </tr> <tr> <td>書庫</td> <td>天1</td> <td>写場</td> <td>壁1</td> </tr> <tr> <td>遺物整理作業室</td> <td>天2</td> <td>旧体験学習室</td> <td>天2</td> </tr> <tr> <td>図書閲覧室（ロビー）</td> <td>天2</td> <td>ボランティア室</td> <td>天1</td> </tr> <tr> <td>調査研究室</td> <td>天1</td> <td>休憩室</td> <td>壁1</td> </tr> <tr> <td>所長室</td> <td>天1</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【清掃内容】</p> <p>①風力テスト            ②パッケージ分解清掃    ③ファン清掃            ④ファンカバー清掃    ⑤フィン薬洗            ⑥ドレンパン清掃            ⑦ドレン菅点検        ⑧フィルター清掃        ⑨パッケージ            ⑩試運転                ⑪風力テスト</p>	室名	台数	室名	台数	特別展示室	天1	遺物収蔵庫	天1	書庫	天1	写場	壁1	遺物整理作業室	天2	旧体験学習室	天2	図書閲覧室（ロビー）	天2	ボランティア室	天1	調査研究室	天1	休憩室	壁1	所長室	天1			6月 10月
室名	台数	室名	台数																												
特別展示室	天1	遺物収蔵庫	天1																												
書庫	天1	写場	壁1																												
遺物整理作業室	天2	旧体験学習室	天2																												
図書閲覧室（ロビー）	天2	ボランティア室	天1																												
調査研究室	天1	休憩室	壁1																												
所長室	天1																														
10	室外機清掃	・冷房前、年1回分解し、清掃（薬品洗浄、ブラッシング清掃等）を行う（全14台分）。	6月																												
11	屋上排水口のゴミ取り	・屋上に雨水が溜まらないよう、屋上排水口にたまった落ち葉等のゴミを取り除く。	4月 7月 10月 1月																												

※実施時期については、発注者と協議の上、定めること



清掃作業基準表

部署名	材質等	用途 共通仕様書 に定める 区分名称	清掃面積 (㎡)	日常清掃						定期清掃						備考								
				床			床以外			床			床以外											
				除じん、 部分水拭き	除じん、 部分水拭き 洗面所、拭き 湯室	吸殺収集、ゴミ収集	ゴミ収集(梱包)	什器 備品の拭き	物置き、 収集(便所、洗面台へ の収集)	洗い集(湯及び 洗面台)	扉、壁の部分拭き	手すり拭き	その他	表面洗浄	一般洗浄(硬質床)	窓ガラス清掃	扉、壁の全面拭き	高所ちり払い	照明器具拭き	金属磨き	出入口、 廊下、 洗面所	空調機清掃	屋外機清掃	
<b>むきばんだ荘跡公園</b>																								
休憩舎																								
休廊室	磁器質タイル	玄関ホール	32.56	3/週							2/週				4/年									
男子トイレ前室	磁器質タイル	便所、洗面所	3.24	3/週							2/週				4/年									
男子トイレ	磁器質タイル	便所、洗面所	9.36	3/週							2/週				4/年									
女子トイレ前室	磁器質タイル	便所、洗面所	2.76	3/週							2/週				4/年									
女子トイレ	磁器質タイル	便所、洗面所	7.97	3/週							2/週				4/年									
テニキ	ウインドテニキ	廊下、エレベーターホール	8.22	3/週																				
建物内 計			64.11																					
玄関まわり			37.26										3/週											
小計			101.37																					
<b>運轉展示館</b>																								
展示室	木材プラスチック再生複合材	廊下、エレベーターホール	123.96	3/週							2/週				4/年									
玄関テニキ	木材プラスチック再生複合材	廊下、エレベーターホール	28.42	3/週																				
展望テニキ	木材プラスチック再生複合材	廊下、エレベーターホール	28.42	3/週																				
建物内 計			180.8																					
玄関まわり			27.9										3/週											
小計			208.7																					
合計			310.07																					

別紙 3

むきばんだ史跡公園 浄化槽保守点検業務委託仕様書

この仕様は、浄化槽の保守点検作業の概要を示すものであり、現場の実状に応じ軽微な事項は本書に記載しない事項であっても、発注者が施設の管理上必要と認めた作業は契約金額の範囲内で行うものとする。

なお、受注者はこの仕様書に基づき、施設の衛生的環境を常に最良の状態に保つものとする。

1 作業基準

作業の実施に当たっては、浄化槽法等関係法令を遵守して行うものとする。

2 業務内容

(1) 作業

浄化槽規格	作業区分	作業回数
ダイキ製 膜分離高度合併浄化槽 200人槽 1基	定期点検	1回/週
	汚泥濃度検査(生物選択 MLSS 濃度)	1回/年
	中空糸ろ過膜薬品浸漬洗浄作業	2回/年
	膜洗浄	2回/年
	PH調整	必要の都度
ダイキ製 アクシス合併浄化槽 7人槽 1基	定期点検	1回/4ヵ月

(2) 報告

点検が完了した都度、浄化槽保守点検記録表を発注者に提出するものとする。

3 その他

疑義が生じた場合には、その都度、発注者と協議することとする。

## むきばんだ史跡公園 浄化槽保守点検（汚泥引抜等）業務委託仕様書

この仕様は、浄化槽保守点検（汚泥引抜等）作業の概要を示すものであり、現場の実状に応じ軽微な事項は本書に記載しない事項であっても、発注者が施設の管理上必要と認めた作業は契約金額の範囲内で行うものとする。

なお、受注者はこの仕様書に基づき、施設の衛生的環境を常に最良の状態に保つものとする。

### 1 業務内容

以下の浄化槽に対し、浄化槽法第2条第4項に定める清掃を行うこと。

浄化槽規格	作業回数
ダイキ製 膜分離高度合併浄化槽 200人槽 1基	1回／年
ダイキ製 アクシス合併浄化槽 7人槽 1基	1回／年

### 2 その他

#### (1) 費用負担

作業に必要な材料及び機械器具等の負担区分は次のとおりとする。

ア 発注者の負担とするものは、作業に使用する水道料金とする。

イ 前号に掲げる費用を除く一切の費用は受注者の負担とする。

#### (2) 報告及び検査

受注者は作業が完了した場合は、発注者に対し清掃作業の内容等を記した書面により報告を行うこととする。

#### (3) 疑義が生じた場合には、その都度、発注者と協議することとする。



## むきばんだ史跡公園 自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

この仕様書は、むきばんだ史跡公園が設置した自家用電気工作物の保安管理業務に関する外部委託の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定めるものである。

なお、受注者はこの仕様書に基づき、自家用電気工作物を常に良好な状態に維持保全するものとする。

## 1 保安管理業務の対象

保安管理業務の対象は、次に掲げる電気工作物とする。

- (1) 事業場の名称 鳥取県立むきばんだ史跡公園
- (2) 事業場の所在地 西伯郡大山町妻木 1 1 1 5 - 4
- (3) 電気設備の概要
  - ア 受電設備 設備容量 200 kVA 最大電力 135 kW  
受電電圧 6.6 kV
  - イ 非常用予備発電装置 なし
  - ウ 発電所 なし

## 2 業務内容等

## (1) 保安管理業務内容

発注者の保安規程に基づいて業務を実施するものとし、その具体的実施基準は別紙4-1「保安管理業務の細目および基準」によるものとする。

## (2) 再委託の禁止

受注者は契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

ただし、受注者が個人事業者であって、本人の急病等で真にやむを得ない理由があり、かつ発注者が承認した場合はこの限りでない。

## (3) 緊急時の協力体制

電気事故等、緊急時の協力体制について明確にし、1時間以内に対応できること。

## (4) 絶縁監視装置

低圧電路の絶縁（漏電）を監視するために絶縁監視装置を受託者の責任において設置し、これを維持管理すること。ただし絶縁監視装置は50mA以下の漏電電流で感知し発報するものであること。また、これにより絶縁状態（漏電）を常時監視し電路の絶縁が不良（漏電が発生）となったことを感知した場合には発注者に通知するとともに応急措置をとるものとする。

### 3 安全管理

#### (1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

#### (2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧活線作業、高圧近接作業、または、高所作業を行う場合は安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。

#### (3) 保護具、防護具の使用

受注者は高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。（労働安全衛生規則第342条、343条）

そのために必要な適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

受注者は防護具、保護具を定期的（6ヶ月に1回以上）に耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。（労働安全衛生規則第351条）また、その記録は発注者の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

### 4 保安教育

(1) 発注者が職員に対して行う電気工作物の保安に関する講習会について、発注者から要請を受けた場合、受注者は講習会を開催すること。

(2) 発注者が職員に対して行う電気工作物の保安に関する教育、災害その他電気事故が発生した場合の措置に関する演習訓練について、発注者から要請を受けた場合、受注者はその訓練に協力すること。

### 5 その他

(1) 受注者は契約締結後、速やかに受注者の責任において手続き書類を作成し、中国経済産業局長宛に保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書を提出するものとする。（電気事業法第42条第1項、電気事業法施行規則第52条2項）

(2) (1)の申請が承認を得られなかった場合又は取り消しになった場合、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。

別紙 4 - 1

保安管理業務の細目および基準

- 1 保安管理業務のうち定例的な業務（以下、「定例業務」という。）は、別表第1及び別表第2のとおりとし、経済産業省令で定める技術基準に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指導及び助言を行う。
- 2 電気工作物の設置、変更等の工事期間中にある場合は、毎週1回以上の点検を行い指導又は助言を行うこと。ただし、定例業務としては1ヶ月のうち初回のみとする。
- 3 電気事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、必要に応じ臨時点検を行い、発注者に対して応急措置を指導するとともに、再発防止についてとるべき措置の指導又は助言を行う。  
 なお、電気事業法第106条で定める電気事故報告を行う場合は、その作成及び手続きの指導を行う。
- 4 電気事業法第107条で定められた立入り検査の立会を行う。
- 5 上記1から4以外の業務（以下「定例外業務」という。）については別途とし、その都度行う。
  - (1) 2でいう工事中の点検で1ヶ月のうち2回目以降の点検は定例外業務として指導又は助言を行う。
  - (2) 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、指導又は助言を行う。
  - (3) 電気工作物の事故防止のため必要に応じて精密検査を行う。

別表第1 点検業務の区分・定義及び周期

区分	定 義	周期	摘 要
監視	絶縁監視装置等により低圧電線路及び使用場所の設備の絶縁状態を的確に監視すること。	常時	
月次点検	電気設備の使用状態において、特別の防護措置の必要なく容易に到達できる範囲内から、電気工作物の劣化、損耗及び運転状態を「目で見える」「音を聞く」「臭いを嗅ぐ」等により、設備の外観上の異常の有無を調査する。	隔月 1回 以上	
年次点検	電気設備の運転を停止して、主として月次点検で実施できない電気工作物の劣化、損耗について「目で見える」「手を触れる」「臭いを嗅ぐ」等により設備の外観上の異常を調査するほか、測定、試験を行い異常の有無を調査する。	毎年 1回 以上	月次点検も併せて実施する。
臨時点検	電気工作物の外観及び測定・試験記録値の経年変化等に著しい兆候が見受けられたとき、若しくは同類の機器等に欠陥等の異常が発生したとき、あるいは異常気象時（暴風、豪雨、洪水、豪雪等）及び災害時（火災、地震等）等の前後に、計画若しくは計画以外に点検・測定及び試験等を行い異常の有無を調査すること。	必要 の 都度	

別表第2 点検業務実施項目

区分	電気工作物		実施項目	摘 要
監視	低圧電線路 及び使用場 所の設備	配線及び 機械器具	絶縁監視	
月次点検	電気設備全般		外部点検 (注) 非常用予備発電装置については、外部点検以外に、発電装置は起動停止の状態を、蓄電池は電解液量をそれぞれ確認、点検を行う。	変圧器バンクごとの電圧・電流チェック(配電盤等に計測器の取り付けであるもの)を行う。
年次点検	受電設備	責任分解点となる開閉器 引込口配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		配線	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		受配電盤	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		計器用変成器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		保安装置(継電器)	外部精密点検 動作試験(表示・警報)	手動による(継電器のテストボタン等により作動させる。)
		高圧遮断器 高圧開閉器類	外部精密点検 絶縁抵抗測定 動作試験(表示・警報)	手動による(継電器のテストボタン等により作動させる。)
		変圧器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		その他機器	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定(※1)	

区分	電気工作物		実施項目	摘要
年次点検	構内電線路	電線路	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定 (※1)	
	使用場所の設備	配線及び機械器具	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定 (※1)	
	非常用予備電源装置	発電装置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	
		蓄電池装置	外部精密点検 絶縁抵抗測定	絶縁抵抗測定は充電器の電源回路のみ実施する。
		接地装置	外部精密点検 接地抵抗測定 (※1)	
臨時点検	高圧機器の絶縁油 (変圧器等)		絶縁油点検 (目視点検)	過負荷、短絡等の実績があり点検を必要とするとき実施する。
			絶縁油の絶縁耐力及び酸価試験	絶縁油点検の結果により実施する。
	非常用予備電源装置	発電装置	制御装置試験 (シーケンス試験)	
		蓄電池装置	セル電圧、液比重、液温の測定	
	電気設備全般		外部点検	異常気象時及び災害時に被害の把握を重点に実施する。
高圧遮断器 高圧開閉器		内部点検		

(注) 1 年次点検で※1を付した項目は過去の実績により、規定値を上回らないと判断される場合は、協議をして測定周期を延長することがある。

2 外部精密点検には端子締付点検を含む。

## むきぼんだ史跡公園 消防用設備保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、消防用設備保守点検業務に必要な事項を定めるものであり、仕様書に示されていない事項であっても、消防用設備（以下「物件」という。）の機能上必要と認められる軽微な点検は、設備の状況に応じ、契約金額の範囲内で受注者はこれを行うものとする。

- 1 点検を行う消防用設備を有する施設  
調査研究棟、ガイダンス棟、遺構展示館、休憩舎及び遺跡内

- 2 点検を行う物件  
点検を行う物件及び点検の実施時期（目安）は下記のとおりとする。

消防用設備名（数量）	外観・機能点検	外観・機能・総合点検
○屋内外消火栓設備		
屋外消火栓                3台	○（5月）	○（11月）
放水                        一式	—	○（11月）
○非常警報装置		
受信機                    2面	○（5月）	○（11月）
感知器                    76個	○（5月）	○（11月）
発信機                    5個	○（5月）	○（11月）
音響装置                  5個	○（5月）	○（11月）
表示灯                    1台	○（5月）	○（11月）
○消火器		
粉末消火器                12本	○（5月）	○（11月）

- 3 点検等の内容
- (1) 受注者は上記物件の機能保全のため技術員を派遣し、消防法施行規則第31条の6第1項による点検を行うものとする。
  - (2) 発注者は受注者の点検作業に立会い、その結果を確認するものとする。
  - (3) 受注者は点検が完了したときは、点検結果報告書（平成16年消防庁告示第9号に定める様式）を作成して発注者に提出するものとする。

- 4 留意すべき事項
- 受注者は、業務実施に当って、次の各項に留意するものとする。
- (1) 点検の結果、故障その他の事故を発見したときは、発注者との協議の上最善の処置を講ずるものとする。
  - (2) 受注者は、点検業務の実施に当たり知り得た業務上の機密を遺漏し、又は他の目的に使用してはならない。

- 5 その他
- 本業務に関し疑義のあるとき、又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上決定する。

別紙 6

むきばんだ史跡公園ガイダンス施設 空調機保守点検業務委託仕様書

この仕様は、作業の大要を示すものであり、本書に記載がなくても、発注者が建物の管理上必要と認めた軽微な作業は、契約金額の範囲内で受注者はこれを行うものとする。

1 保守対象物件

三菱電機製空調機器

品 目	室外機	室内機	氷蓄熱槽	備 考
1 氷蓄熱式空冷ヒートポンプエアコン ・PUHY-P560MKHB-E-BS-ST	1台	4台	1台	ACP-1
2 氷蓄熱式空冷ヒートポンプエアコン ・PUHY-P450MKHB-E-BS-ST	2台	4台	2台	ACP-2
3 空冷ヒートポンプエアコン ・PUHY-P335CM-E2-BS	1台	6台		AC-1
4 天井カセット シングル・インバーター ・MPLZ-RP140BM	1台	1台		AC-2
5 壁掛型 インバーター ・MPKZ-ERP63KM	1台	1台		AC-3

※機器の詳細な仕様については、別紙6-1「機器詳細表」のとおり。

2 業務内容

- ・年1回の保守点検（別紙6-2「保守作業仕様書」に則った点検とすること）
- ・年4回のフロン排出規制法に基づく簡易点検
- ・3年に1回のフロン排出規制法に基づく定期点検（対象機種のみ）
- ・点検結果に関する報告書の提出
- ・フィルター清掃年4回
- ・不具合発生時の点検・調整（不具合発生時には速やかに対応し、別途費用が発生する場合は発注者に協議すること。）
- ・保守点検、フィルター清掃の作業は、原則として実施月の第4月曜日に行なうこと。

3 その他不明な点は、発注者の指示に従うこと。

## 機器詳細表

機器番号	仕様	数量	設置場所	
ACP-1	氷蓄熱式空冷ヒートポンプエアコン(ベース架台共)(PUHY-P560MKHB-E-BS-ST)		1	ロビー
	室外機(耐塩仕様) 3φ200V 冷房能力 56.0kW 暖房能力 50.0kW 定格消費電力 10.44kW 冷房蓄熱容量 567MJ 暖房蓄熱容量 650MJ 室外機ユニット COMP 9.0kW 蓄熱コントローラ	1台		
	(ACP-1-1)室内機(天井カセット4方向吹出し)(PLFY-P160BM-E2) 1φ200V 冷房能力 16.0kW 暖房能力 18.0kW 化粧パネル ドレンUP機能付 ワイヤードリモコン	2台		
	(ACP-1-2)室内機(天井カセット4方向吹出し)(PLFY-P140BM-E2) 1φ200V 冷房能力 14.0kW 暖房能力 16.0kW 化粧パネル ドレンUP機能付 ワイヤードリモコン	1台		
	(ACP-1-3)室内機(天井カセット4方向吹出し)(PLFY-P56BM-E2) 1φ200V 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW 化粧パネル ドレンUP機能付 ワイヤードリモコン	1台		
ACP-2	氷蓄熱式空冷ヒートポンプエアコン(ベース架台共)(PUHY-P450MKHB-E-BS-ST)		2	展示室 ロビー
	室外機(耐塩仕様) 3φ200V 冷房能力 45.0kW 暖房能力 40.0kW 定格消費電力 7.46kW 冷房蓄熱容量 567MJ 暖房蓄熱容量 640MJ 室外機ユニット COMP 7.1kW 蓄熱コントローラ	1台		
	室内機(天井埋込ダクトタイプ)(PEFY-P224M-E1) 3φ200V 冷房能力 22.4kW 暖房能力 25.0kW 風量 58m <sup>3</sup> /min 機外静圧 100a	2台		
AC-1	空冷ヒートポンプエアコン		1	体験学習室
	室外機(耐塩仕様)(PUHY-P335CM-E2-BS) 3φ200V 冷房能力 33.5kW 暖房能力 37.5kW COMP 8.2kW	1台		
	室内機(天井カセット1方向吹出し)(PMFY-P56EM-E1) 1φ200V 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW 化粧パネル ドレンUP機能付 ワイヤードリモコン(室内機2台で1個)	6台		
AC-2	天井カセット4方向吹出し(シングル・インバーター) ドレンUP機能付 3φ200V (MPLZ-RP140BM) 冷房能力 12.6kW 暖房能力 14.0kW COMP 2.4kW 室外機(耐塩仕様) ワイヤードリモコン	1台	1	事務室
AC-3	壁掛型 インバーター(MPKZ-ERP63KM) 3φ200V 冷房能力 5.6kW 暖房能力 6.3kW COMP 1.3kW 室外機(耐塩仕様) ワイヤードリモコン(室内機2台で1個)	1台	1	倉庫2



## 保守作業仕様書

## 1 機器（業務用PAC並びにルームエアコン）

		点検内容	点検方法
機能点検	室外機	運転状況の確認 冷媒漏れの点検の確認 絶縁抵抗の確認（圧縮機・クランクケースヒータ・送風機）	実測による確認 漏れ検知器による確認*必要に応じて実施 抵抗測定による確認*必要に応じて実施
	室内機	水漏れ有無の確認 リモコンの動作確認 冷（温）風の吹出確認	機外水漏れ・異常表示有無の確認 操作による確認 実測による確認
状態点検	室外機	異音（圧縮機）・振動の確認 端子部の確認（圧縮機・端子台他） パネルの外観点検 熱交換器の汚れ点検 室外基板の外観点検	聴診・触診による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認
	室内機	異音（送風機）・振動の確認 ドレンの流れ確認 熱交換器の汚れ点検	聴診・触診による確認 目視による確認*必要に応じて実施 目視による確認*必要に応じて実施
手入れ保全	室外機	パネル汚れ清掃	*必要に応じて実施
	室内機	パネル汚れ清掃 フィルター清掃	*必要に応じて実施 *必要に応じて実施
オプション	室外機	熱交換器（薬品）洗浄	
	室内機	ドレンパン分解清掃	

2 機器 (ビル用マルチエアコン)

		点検内容	点検方法
機能点検	室外機	運転状況 (温度・圧力) の確認 冷媒漏れ点検の確認 制御弁 (電磁弁・四方弁) の確認 異常履歴有無の確認 サーミスタの点検 電磁接触器の動作確認 絶縁抵抗の確認 (圧縮機・クランクケースヒータ・送風機)	メンテナンスツール・実測による確認 漏れ検知器による確認*必要に応じて実施 メンテナンスツール・温度等による確認 メンテナンスツール・基板表示による確認 メンテナンスツール (抵抗測定) による確認 目視による確認 抵抗測定による確認*必要に応じて実施
	室内機	電子膨張弁の動作確認 サーミスタの点検 ドレンポンプの動作確認 水漏れ有無の確認 リモコンの動作確認 冷 (温) 風の吹出確認	メンテナンスツールによる確認 メンテナンスツールによる確認 聴診による確認*必要に応じて実施 機外水漏れ・異常表示有無の確認 操作による確認 実測による確認
状態点検	室外機	異音 (圧縮機)・振動の確認 圧縮機運転時間の確認 端子部の確認 (圧縮機・端子台他) パネルの外観点検 熱交換器の汚れ点検 室外基板の外観点検 蓄熱槽水位の点検 (ICEY)	聴診・触診による確認 室外基板表示による確認 *必要に応じて実施 目視による確認 目視による確認 目視による確認 目視による確認
	室内機	異音 (送風機)・振動の確認 パネルの外観点検 ドレンの流れ確認 (床置形・天吊形) 熱交換器の汚れ点検	聴診・触診による確認 目視による確認 目視による確認*必要に応じて実施 目視による確認*必要に応じて実施
手入れ保全	室外機	パネル汚れ清掃 蓄熱槽水位の調整	*必要に応じて実施 *必要に応じて実施
	室内機	パネル汚れ清掃	*必要に応じて実施
オプション	室外機	熱交換器洗浄 水質の確認 (ICEY)	
	室内機	ドレンパン・ドレン配管清掃 熱交換器洗浄 フィルター清掃	

別紙 7

むきばんだ史跡公園 植生管理業務委託仕様書

この仕様書は、むきばんだ史跡公園の下表の左欄に掲げる植生の管理について定めるものである。

項目	仕様書（個別）
草刈業務（芝刈を含む。）	草刈業務委託仕様書（別紙 7 - 1）
芝生管理業務	芝生・樹木等管理業務委託仕様書（別紙 7 - 5）
樹木等管理業務	同上

また、各個別の仕様書に示す作業内容は、平成 3 1 年度に予定しているものであるが、平成 3 2 年度以降も同様である。

なお、植生の状況に応じ、作業予定箇所等は変更することがある。

## むきばんだ史跡公園 草刈業務委託仕様書

## 1 業務の内容及び作業延べ面積

内 容	延 べ 面 積	回数
指定範囲内の雑草の刈取り他（芝刈を含む。）	5 8 1 , 0 3 7 m <sup>2</sup> (別紙 7 - 2「草刈業務内訳表」、別紙 7 - 3「草刈予定箇所（専門業者への再委託想定分）」及び別紙 7 - 4「草刈予定箇所（維持管理作業想定分）」を参照)	1 ~ 5 回

従来、作業量等を勘案して、専門業者に委託する部分と県非常勤職員（史跡管理員、維持管理作業員）が維持管理作業で行う部分を分けており、別紙 7 - 2 はその区分けを入れて作成しているが、これは実施にあたって、専門業者への委託とするのか、維持管理作業で行うのかの実施方法を拘束するものではなく、あくまで参考であり、実施方法は任意である。

## 2 業務に当たっての留意事項

- (1) 作業時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 草刈りは刈払機と人力を併用し、遺跡を傷つけないように行うこと。ただし、作業地区 A1、A4、B、F1、F2、N4、N5、N6、O、Q、R、S、U については、ハンドガイド式刈払機や乗用型草刈り機を用いる等、箇所に応じた適切な器具を使用して作業を行うこと。その際、草刈機の重量は 3 5 0 k g 以下とすること。
- (3) 雑草等は出来るだけ根付近まで刈ること。ただし、植生マットによって法面等を保護している範囲は、植生マットを破損しないように刈ること。
- (4) 地山が露出している部分の雑草等は、地山を傷つけないように刈ること。
- (5) 刈草を撤去する指示がある場合、刈草は刈り取った日に遺跡外に移動させること。ただし、監督員が許可した場所へ刈草を運搬して仮置きする場合は、刈り取り後 1 週間程度までの仮置きを認めるが、シートで被覆するなど刈草の飛散防止の措置をとること。また、公園内への集草用トラックの乗り入れは管理道までとし、撤去する刈草は管理道付近まで手押し車等を使用するなどして人力で運びトラックへ積み込むこと。ただし、作業地区 E2 については、集草のための軽トラックの乗り入れを指定した範囲で許可するが、降雨により地面がぬかるんでいるときは史跡景観保護のため原則乗り入れができない。以上の諸条件に基づき作業工程を立案し、必要に応じて監督員と協議しながら作業を進めること。
- (6) 道路部分の草刈りについては、監督員の指示に従うこと。
- (7) 作業地区ごとに作業前、作業中、作業後の写真を撮影し、完了報告書とともに 1 部提出すること。その際、撮影場所が分かるように明細図に作業地区記号を入れて提出

すること。

### 3 その他

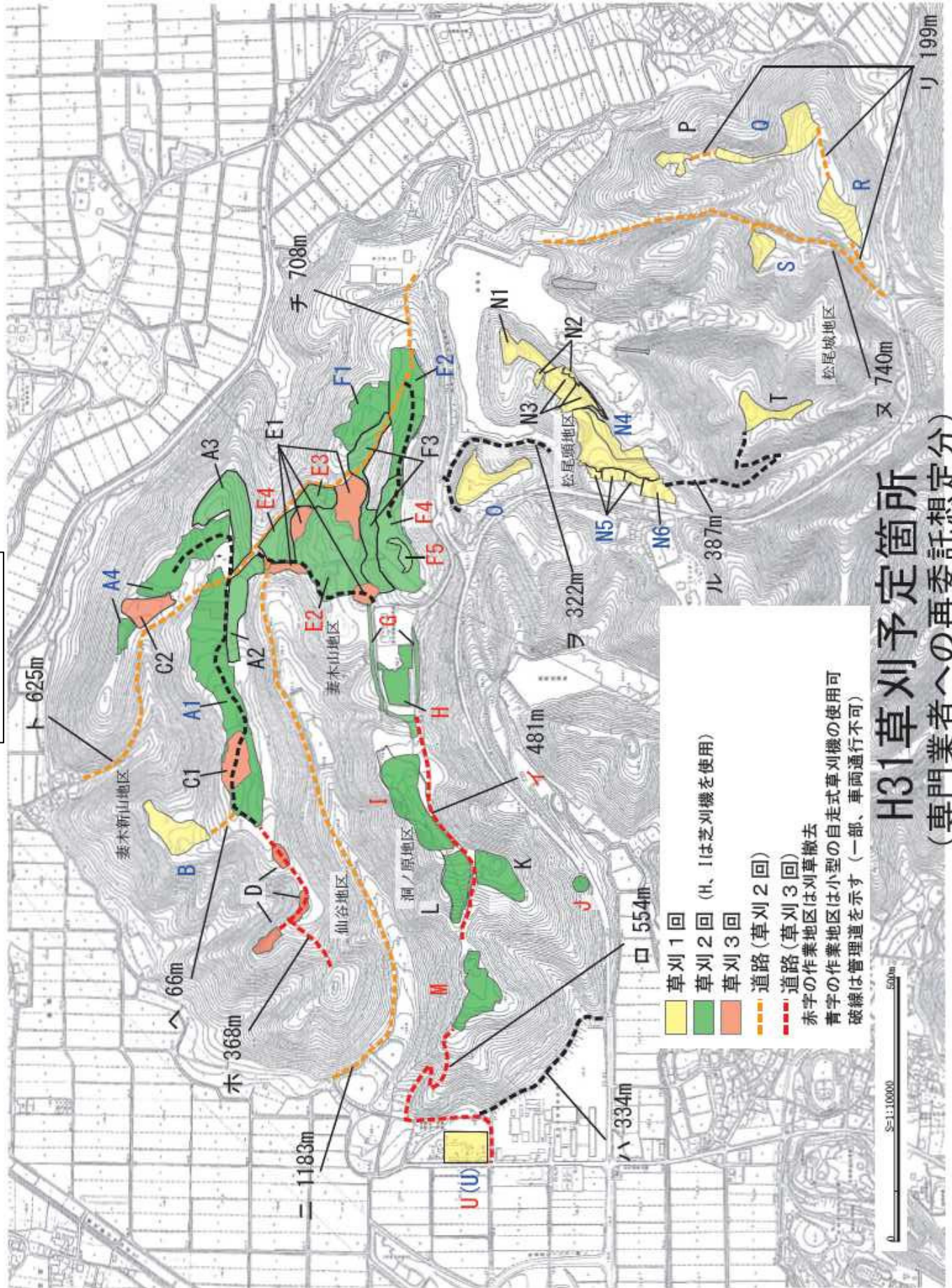
- (1) 作業にあたり、国史跡である遺跡を傷つけないようある程度の経験と施工能力が必要であるため、専門業者に委託する場合には、「鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則」を準用し、工種・等級が「とび等一般」・「A級」の者を選定する等施工能力等が担保された適切な業者を選定すること。
- (2) 完了報告書は全業務完了後10日以内に提出すること。
- (3) 来園者の対応や団体利用などにより作業が行えない場合があるので、作業実施にあたっては、必ず事前に監督員と十分に日程を協議したうえで実施すること。
- (4) 作業中は受託者が看板、コーン等を設置するなど、来園者の安全に十分配慮すること。
- (5) 史跡公園内では車両は時速20km以下で徐行し、来園者の安全への配慮を怠らないこと。
- (6) 作業の実施にあたっては、必要に応じ現場代理人を配置するなど適切な施工体制をとること。
- (7) 本仕様書に定めのない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

平成31年度 むきばんだ史跡公園 草刈業務内訳表

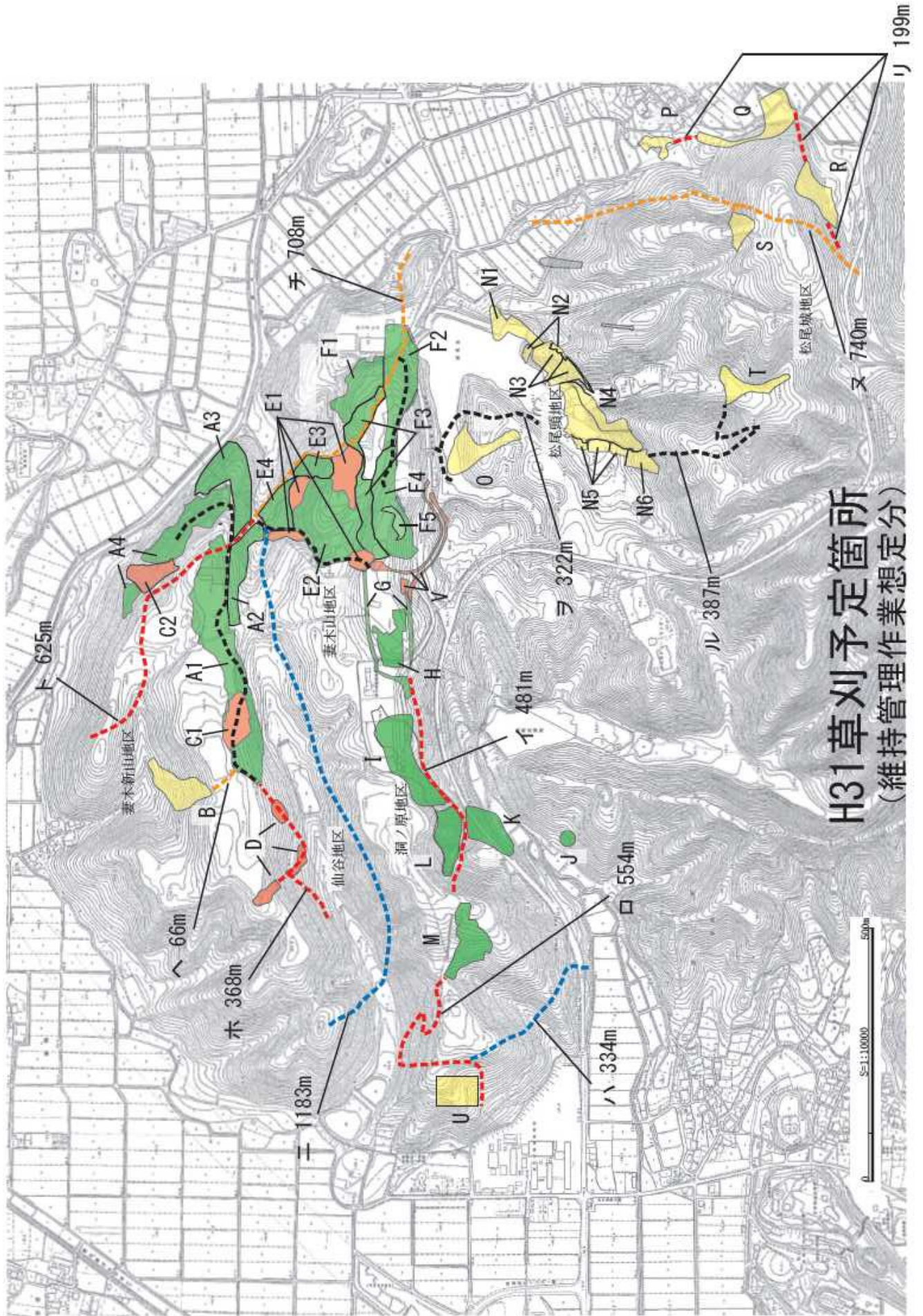
地区名(※①)	作業面積		専門業者に委託		維持管理作業		合計	
	延べ面積	撤去処分面積	回数	延べ面積	撤去処分面積	回数	延べ面積	撤去処分面積
A.1 新山2区) ※②	25,207	50,414	2回	-	-	-	50,414	-
A.2 (妻木新山弥生の森西側)	3,400	6,800	2回	-	-	-	6,800	-
A.3 (妻木新山弥生の森東側)	5,500	11,000	2回	-	-	-	11,000	-
A.4 (妻木新山虫の森東側・西側) ※②	13,281	26,562	2回	-	-	-	26,562	-
B. (妻木新山木の美の森北側非公開範囲) ※②	5,782	5,782	1回	13,281	-	1回	39,843	-
C.1 (妻木新山木の美の森)	2,900	8,700	3回	-	-	-	8,700	-
C.2 (妻木新山木の森)	2,922	8,766	3回	-	-	-	8,766	-
D. (山谷2・3・5号墓および周辺)	1,120	3,360	3回	-	-	-	3,360	-
E.1 (妻木新山道具の森・遮蔽林等)	7,900	23,700	3回	-	-	-	23,700	-
E.2 (妻木新山弥生のムラ周辺)	17,704	35,408	2回(撤去)	15,800	-	2回(撤去)	39,500	-
E.3 (妻木新山弥生のムラ周辺)	2,360	4,720	2回(撤去)	35,408	35,408	2回(撤去)	70,816	70,816
E.4 (妻木新山弥生のムラ周辺)	3,880	7,760	2回(撤去)	4,720	-	2回(撤去)	9,440	4,720
F.1 (妻木新山弥生のムラ周辺) ※②	4,251	8,502	2回	7,760	-	2回	15,520	7,760
F.2 (妻木新山弥生のムラ周辺) ※②	13,827	27,654	2回	-	-	-	27,654	-
F.3 (妻木新山弥生のムラ周辺)	7,940	15,880	2回	-	-	-	15,880	-
F.4 (妻木新山発掘体感ひろば周辺)	7,894	15,788	2回(撤去)	15,788	-	2回(撤去)	31,576	15,788
F.5 (妻木新山発掘体感ひろば)	2,240	4,480	2回(撤去)	4,480	-	2回(撤去)	8,960	4,480
G. (多目的広場) ※芝刈機使用	2,652	5,304	2回(撤去)	5,304	-	2回(撤去)	10,608	5,304
H. (洞ノ原東側丘陵) ※芝刈機使用	5,430	10,860	2回(撤去)	10,860	-	2回(撤去)	21,720	10,860
I. (洞ノ原東側丘陵) ※芝刈機使用	8,000	16,000	2回(撤去)	16,000	-	2回(撤去)	32,000	16,000
J. (晩田山31号墳周辺)	628	1,256	2回	-	-	-	1,256	-
K. (晩田山17号墳周辺)	6,526	13,052	2回	-	-	-	13,052	-
L. (洞ノ原斜面部)	4,874	9,748	2回	-	-	-	9,748	-
M. (洞ノ原西側丘陵)	7,600	15,200	2回(撤去)	7,600	-	1回(撤去)	22,800	7,600
N.1 (松尾頭2区周辺)	3,448	3,448	1回	-	-	-	3,448	-
N.2 (松尾頭2区)	1,460	1,460	1回	-	-	-	1,460	-
N.3 (松尾頭7・8区)	5,553	5,553	1回	-	-	-	5,553	-
N.4 (松尾頭3区) ※②	13,550	13,550	1回	-	-	-	13,550	-
N.5 (松尾頭4~6区) ※②	2,588	2,588	1回	-	-	-	2,588	-
N.6 (松尾頭9区) ※②	2,000	2,000	1回	-	-	-	2,000	-
O. (松尾頭1区) ※②	6,712	6,712	1回	-	-	-	6,712	-
P. (松尾城3区) ※②	3,110	3,110	1回	-	-	-	3,110	-
Q. (松尾城2区) ※②	7,215	7,215	1回	-	-	-	7,215	-
R. (松尾城1区) ※②	5,336	5,336	1回	-	-	-	5,336	-
S. (松尾城4区) ※②	2,702	2,702	1回	-	-	-	2,702	-
T. (松尾城7区) ※②	4,246	4,246	1回	-	-	-	4,246	-
U. (遺物収蔵庫) ※②	5,000	5,000	1回	-	-	-	5,000	-
V. (進入路周辺)	3,360	-	-	-	-	-	-	-
小計	230,098	399,616	121,776	153,801	120,000	16,800	553,417	241,776
イ口(道路)	962	2,886	3回(撤去)	1,924	-	2回(撤去)	4,810	1,924
ハ口(道路)	1,108	3,324	3回	1,108	-	1回	4,432	1,108
ニ口(道路)	668	-	-	668	-	1回	668	-
ホ口(道路)	2,366	4,732	2回	-	-	-	4,732	-
ヘ口(道路)	736	2,208	3回	-	-	-	2,208	-
ト口(道路)	132	264	2回	-	-	-	264	-
チ口(道路)	1,250	2,500	2回	-	-	-	2,500	-
リ口(道路)	1,416	2,832	2回	-	-	-	2,832	-
ヌ口(道路)	398	796	2回	-	-	-	796	-
ル口(道路)	1,480	2,960	2回	-	-	-	2,960	-
ラ口(道路)	774	1,548	2回	774	-	1回	2,096	774
合計	242,032	422,118	124,662	158,919	121,924	16,800	581,037	246,586

※①：地区名のアルファベットは別添図「H31草刈予定箇所」に対応

※②：小型自走式刈払機使用可



# H31草刈予定箇所 (専門業者への再委託想定分)



### H31草刈予定箇所 (維持管理作業想定分)



## むきばんだ史跡公園 芝生・樹木等管理業務委託仕様書

## 1 作業区域及び樹種等

区分	植生区域	面積または 樹木の樹種・本数	備考
芝生管理	多目的広場	約 5, 430 m <sup>2</sup>	別紙 7-6 「芝生管理 箇所」のとおり
	花壇	約 130 m <sup>2</sup>	
	洞ノ原地区（芝張り部分）	約 8,000 m <sup>2</sup>	
	仙谷・松尾頭地区墳丘墓	約 640 m <sup>2</sup>	
	妻木山地区（芝張り部分）	約 2,240 m <sup>2</sup>	
	記念植樹の植栽地及び裸地	約 1,950 m <sup>2</sup>	
樹木等管理	進入路の周辺	サクラ 20 本、ツツジ 一群	別紙 7-7、 7-8「樹木 配置図」及び 別紙 7-9 「樹木の幹 周」のとおり
	多目的広場の周辺	サクラ 35 本、クリ 4 2 本、モモ 1 本	
	弥生の館周辺及び花壇	クスノキ 1 本、コナラ 1 本、ケヤキ 2 本、シ ラカシ 6 本、スダジイ 5 本	

## 2 業務の内容

業務の内容は、別紙 7-10「芝生・樹木等管理業務委託内容」による。

## 3 業務に係る経費の負担

経費の負担区分は、業務に要する機具、材料、人件費は受注者の負担とし、電気・水道については発注者の負担とする。

## 4 業務に当たっての留意事項

## (1) 芝生管理業務

ア 作業時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除く午前 9 時の開園前や、休園日（毎月第 4 月曜日〔その日が祝日の場合は翌日〕）など来園者が少ない時間帯に行うこと。

イ 芝・地被に悪影響を与えないように配慮すること。

ウ 薬剤の使用に当たっては、人畜や魚類への毒性のないものを使用するとともに、芝生や樹木に対する薬害が発生しないように留意すること。

エ 薬剤の飛散防止に最大限の配慮をすること。

オ 薬剤の銘柄は一例であり、同等品以上であれば構わない。

カ 業務に必要な水道は公園のものを使用して構わない。その際の経費は発注者の負担とする。

キ 芝生等に管理上必要な状況が発生した場合は監督員へ報告すること。

ク 作業区域ごとに作業前・作業中・作業後及び、使用薬剤等の使用前・使用後の写真を撮影し、完了報告書とともに1部提出すること。

## (2) 樹木等管理業務

ア 作業時間は、原則として土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、病害虫駆除については、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時の開園前や休園日（毎月第4月曜日〔その日が祝日の場合は翌日〕）など来園者がいない時間帯に行くこと。

イ 芝・地被に悪影響を与えないように配慮すること。

ウ 薬剤の使用に当たっては、人畜や魚類への毒性のないものを使用するとともに、芝生や樹木に対する薬害が発生しないように留意すること。

エ 薬剤の飛散防止に最大限の配慮をすること。

オ 肥料・薬剤の銘柄は一例であり、同等品以上であれば構わない。

カ 樹木等に管理上必要な状況が発生した場合は監督員へ報告すること。

キ 植生区域ごとに作業前・作業中・作業後及び使用薬剤等の使用前・使用後の写真を撮影し、完了報告書とともに1部提出すること。

ク 施肥・病虫害防除を実施した樹木（ツツジ以外）については、樹種及び高木（幹周）を記録し、完了報告書とともに1部提出すること。

## 5 その他

(1) 作業にあたり、国史跡である遺跡の植生等景観を保持できるようある程度の経験と施工能力が必要であるため、専門業者に委託する場合には、「鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則」を準用し、工種・等級が「造園工事」・「A級」の者を選定する等施工能力等が担保された適切な業者を選定すること。

(2) 完了報告書は全業務完了後10日以内に提出すること。

(3) 来園者の対応や団体利用などにより作業が行えない場合があるので、作業実施にあたっては、必ず事前に監督員と十分に日程を協議したうえで実施すること。

(4) 作業中は受注者が看板、コーン等を設置するなど、来園者の安全に十分配慮すること。

(5) 史跡公園内では車両は時速20km以下で徐行し、来園者の安全への配慮を怠らないこと。

(6) 1級又は2級造園技能士を業務の現場に常駐させなければならない。契約締結後、業務開始までに、現場に常駐する1級又は2級造園技能士の氏名を通知し、資格証明の写しを提出すること。

(7) 現場代理人を置くときは、あらかじめその旨を通知しなければならない。現場代理人を変更するときも同様とする。なお、現場代理人は(6)を兼務できる。

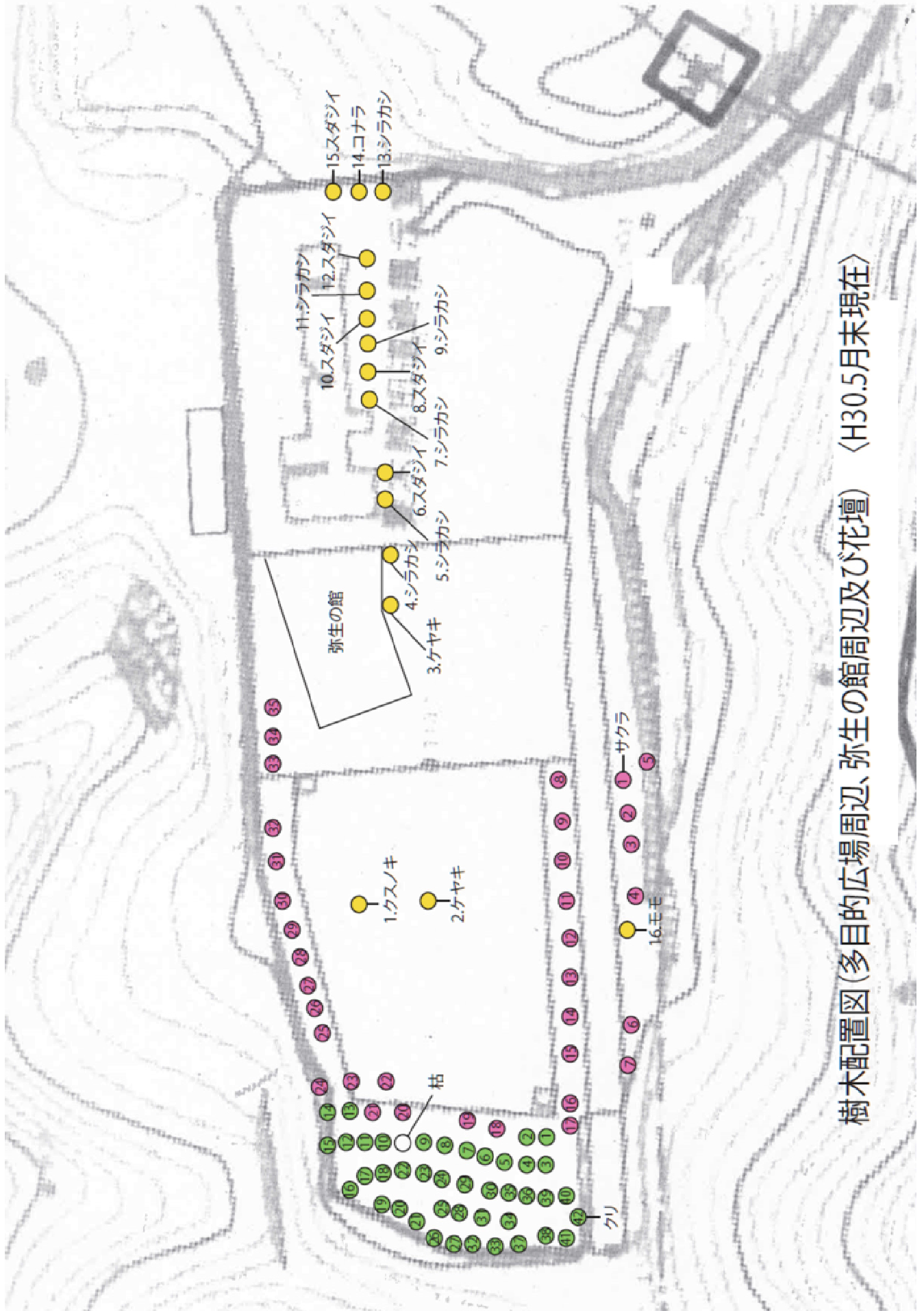
(8) 本仕様書に定めのない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。



### H31 芝生管理箇所



樹木配置図(進入路周辺) <H30.5月末現在>



樹木配置図(多目的広場周辺、弥生の館周辺及び花壇) <H30.5月末現在>

## 樹木の幹周 (H29計測)

進入路のサクラ				多目的広場周辺のサクラ			
樹種	No	幹周	備考	樹種	No	幹周	備考
サクラ	1	140.0	(124+76)×0.7	サクラ	1	34.3	(14+15+20)×0.7
サクラ	2	141.4	(108+94)×0.7	サクラ	2	26.6	(11+12+15)×0.7
サクラ	3	140.0	(104+96)×0.7	サクラ	3	39.0	
サクラ	4	164.5	(119+116)×0.7	サクラ	4	56.0	(39+41)×0.7
サクラ	5	57.0		サクラ	5	82.6	(70+48)×0.7
サクラ	6	91.7	(79+52)×0.7	サクラ	6	102.2	(73+73)×0.7
サクラ	7	95.2	(65+71)×0.7	サクラ	7	115.5	(68+48+49)×0.7
サクラ	8	39.0		サクラ	8	39.2	(32+24)×0.7
サクラ	9	56.0		サクラ	9	28.7	(21+20)×0.7
サクラ	10	40.0		サクラ	10	20.3	(11+10+8)×0.7
サクラ	11	51.1	(44+29)×0.7	サクラ	11	88.9	(39+42+46)×0.7
サクラ	12	57.0		サクラ	12	117.6	(48+30+37+28+25)×0.7
サクラ	13	75.0		サクラ	13	107.1	(71+82)×0.7
サクラ	14	56.0		サクラ	14	16.1	(12+11)×0.7
サクラ	15	60.0		サクラ	15	33.0	
サクラ	16	48.0		サクラ	16	32.2	(36+10)×0.7
サクラ	17	64.0		サクラ	17	33.0	
サクラ	18	86.0		サクラ	18	33.6	(21+15+12)×0.7
サクラ	19	58.0		サクラ	19	20.3	(19+10)×0.7
サクラ	20	54.0		サクラ	20	27.0	
				サクラ	21	30.1	(19+24)×0.7
				サクラ	22	27.3	(23+16)×0.7
				サクラ	23	57.4	(43+39)×0.7
				サクラ	24	152.6	(68+57+93)×0.7
				サクラ	25	159.6	(57+65+47+59)×0.7
				サクラ	26	158.2	(55+61+75+35)×0.7
				サクラ	27	156.1	(66+53+55+49)×0.7
				サクラ	28	249.2	(60+67+40+50+65+74)×0.7
				サクラ	29	86.1	(76+47)×0.7
				サクラ	30	159.6	(86+45+97)×0.7
				サクラ	31	102.9	(52+43+52)×0.7
				サクラ	32	166.6	(62+47+72+57)×0.7
				サクラ	33	76.3	(40+32+37)×0.7
				サクラ	34	116.2	(52+37+77)×0.7
				サクラ	35	58.8	(33+25+26)×0.7

多目的広場周辺のクリ				その他の樹木			
樹種	No	幹周	備考	樹種	No	幹周	備考
クリ	1	36.0		クスノキ	1	102	
クリ	2	39.0		ケヤキ	2	49	
クリ	3	41.0		ケヤキ	3	48	
クリ	4	26.0		シラカシ	4	76	
クリ	5	31.5	(21+24)×0.7	シラカシ	5	36	
クリ	6	24.0		スダジイ	6	42	
クリ	7	38.5	(30+25)×0.7	シラカシ	7	31	
クリ	8	44.0		スダジイ	8	32	
クリ	9	32.2	(25+21)×0.7	シラカシ	9	23	
クリ	10	106.4	(61+37+54)×0.7	スダジイ	10	45	
クリ	11	69.3	(43+29+27)×0.7	シラカシ	11	31	
クリ	12	53.9	(37+40)×0.7	スダジイ	12	33	
クリ	13	63.0	(29+24+37)×0.7	シラカシ	13	46	
クリ	14	89.6	(53+45+30)×0.7	コナラ	14	51	
クリ	15	36.0		スダジイ	15	59	
クリ	16	86.8	(60+30+34)×0.7	モモ	16	10.0	
クリ	17	51.0					
クリ	18	35.0	(30+20)×0.7				
クリ	19	101.5	(62+47+36)×0.7				
クリ	20	67.9	(47+50)×0.7				
クリ	21	58.0					
クリ	22	45.0					
クリ	23	43.0					
クリ	24	39.9	(30+27)×0.7				
クリ	25	52.0					
クリ	26	154.7	(64+64+93)×0.7				
クリ	27	92.4	(44+41+47)×0.7				
クリ	28	51.8	(44+30)×0.7				
クリ	29	40.0					
クリ	30	32.9	(27+20)×0.7				
クリ	31	40.0					
クリ	32	133.7	(56+60+75)×0.7				
クリ	33	130.2	(52+64+70)×0.7				
クリ	34	57.4	(42+40)×0.7				
クリ	35	39.0					
クリ	36	40.0					
クリ	37	79.8	(42+42+30)×0.7				
クリ	38	63.0					
クリ	39	38.0					
クリ	40	35.0					
クリ	41	58.0					
クリ	42	42.0					

サクラ	その他	幹周
7	4	30cm未満
21	39	30cm以上60cm未満
8	8	60cm以上90cm未満
8	4	90cm以上120cm未満
11	3	120cm以上
55	58	

## 平成31年度 むさばんだ史跡公園 芝生・樹木等管理業務委託内容

区分	項目	時期	目的	内容(同等品可)	使用 薬剂量	作業区域内訳		
						植栽区域	面積・本数・立米	
通常作業	芝生管理	6月	・生長の促進及び夏焼け防止 ・休眠前に養分を蓄えさせる	・肥料(芝化成3号)を20g/m <sup>2</sup> 散布	329kg	多目的広場 花壇 洞ノ原地区 仙谷・松尾頭墳 丘墓 妻木山地区	約5,430m <sup>2</sup> 約130m <sup>2</sup> 約8,000m <sup>2</sup> 約640m <sup>2</sup> 約2,240m <sup>2</sup> 合計約16,440m <sup>2</sup>	
		9～10月		・肥料(芝化成3号)を20g/m <sup>2</sup> 散布	329kg			
	裸地部管理	除草剤散布 3回	6月	・雑草を枯殺 ・広葉雑草の生長を抑制	・土壌処理剤(ダブルアロップDG)を50g/1000m <sup>2</sup> 散布	822g	記念植樹の 植栽地及び 裸地部	約1,950m <sup>2</sup>
			9～10月		・土壌処理剤(ダブルアロップDG)を50g/1000m <sup>2</sup> 散布	822g		
		伐倒取 布 2回	32年3月	・イネ科雑草の生長を抑制 ・芝のラー・ジパッチ対策	・茎葉処理剤(シバゲン)を20g/1000m <sup>2</sup> 散布	329g		
			6月		・展着剤(ベタリン)を500cc/1000L使用	1.7L		
	樹木管理	除草剤散布 2回	6月	・広範囲の雑草を枯殺 ・スギナ・ツユクサを枯殺	・土壌処理剤(デイクトラン)を150cc/1000m <sup>2</sup> 散布	2.5L	サクラ55本、ク 42本、モモ1本、ク スノキ1本、コナラ 本、ケヤキ2本、シ ラカシ6本、スタジ イ5本	同上、 ツツジ寄植
			9～10月		・トツグラスフロアブルを1Kg/1000m <sup>2</sup> 散布	17kg		
	特別 (隔年)作業	芝生管理	6月	生長の促進	・油かす等(有機肥料)を100g/m <sup>2</sup> 散布	67kg	進入路周辺 多目的広場 弥生の館周辺 花壇	サクラ55本、ク 42本、モモ1本、ク スノキ1本、コナラ 本、ケヤキ2本、シ ラカシ6本、スタジ イ5本
			9～10月		・油かす等(有機肥料)を100g/m <sup>2</sup> 散布	67kg		
樹木管理		施肥 3回	12月～ 32年3月	・油かす等(有機肥料)を100g/m <sup>2</sup> 散布	・油かす等(有機肥料)を100g/m <sup>2</sup> 散布	67kg	同上、 ツツジ寄植	
			6月		・樹木の病害虫駆除(トレボン乳剤 2000倍希釈)	700cc		
		病害虫駆 除 3回	9～10月	・樹木の病害虫駆除(トレボン乳剤 2000倍希釈)	700cc			
			8月	・樹木の病害虫駆除(トレボン乳剤 2000倍希釈)	405cc			
目土散布		6月	・芝生の地下茎保護のため陸砂(粗砂)を厚さ3mm程度散布	・芝生の地下茎保護のため陸砂(粗砂)を厚さ3mm程度散布	41m <sup>3</sup>	多目的広場 洞ノ原地区	約5,430m <sup>2</sup> 約8,000m <sup>2</sup> 合計 約13,430m <sup>2</sup>	



## むきばんだ史跡公園 受入事業・主催事業実施補助業務

## 1 受入事業

学校等団体が弥生体験活動等を行うため、又は古代歴史を学習するため、目的・研修計画を持って史跡公園を利用すること。

項目	補助業務内容	頻度
受入事業の補助	○受入事業の受付、案内、連絡調整	随時
	○受入事業の利用者数及び来園者数等のとりまとめ及び史跡公園への報告	毎月
	○ボランティアガイドとの連絡調整	随時
	<参考>H29年度の団体利用実績 小学校 26校、中学校 12校、高校 9校、その他親子会等 147団体	

## 2 主催事業

史跡公園が自ら、又は史跡公園と自治体が主となり組織する団体が企画し、利用者等に弥生体験活動等を行わせること。

項目	補助業務内容	頻度
(1) 史跡公園主催イベント及び講座等の企画・運営・実施補助等	①史跡公園主催イベント及び講座の実施に係る企画作成協力、会場準備・片付け（看板、テント等の運搬設置撤去、駐車場の設営等）、運営協力（受付、弥生体験材料の販売、連絡調整等）等	随時
	②史跡公園主催イベント実施時及び他施設主催イベント参加時の弥生体験活動等の補助及び実施等	随時
	③弥生体験道具・材料の補修及び作成等	随時
	④ジュニアファンクラブ等の畑づくり及び維持管理作業等	随時
	⑤お気楽♪弥生気分！等の受付及び県担当職員との連絡調整等	随時
	<参考>H29年度主催イベント及び講座等 ・GWはむきばんだ日和（5/3-7） ・弥生体験フェスティバル（7/2） ・むきばんだまつり（9/23） ・弥生のものでづくり講座、弥生の森講座（9回） ・ジュニアファンクラブ（9回） ・ライオンズクラブ行事（コスモス畑づくり）（6/13） ・むきばんだ女子考古部（7回） ・お気楽♪弥生気分！（土・日・祝日、夏休み） ・はっくつ体験（5～11月の日・祝日） ・大山青年の家主催イベントへの参加	
(2) 妻木晩田遺跡活用実行委員会が企画する事業	①国指定史跡「妻木晩田遺跡」の活用を積極的に行い、県民の文化財に対する意識の向上と活性化を図るため設置された妻木晩田遺跡活用実行委員会（事務局：史跡公園）が企画する事業の運営協力等	随時
	<参考>H29年度実施事業 ・なりきり弥生人生活（8/18-20）、古代と自然探検隊（7/26）	
(3) とっとりの文化遺産魅力発掘プロジェクト実行委員会が企画する事業	①県内の優れた文化財の知己資源としての魅力を発掘し、地域活性化の資源として活用するため設置されたとっとりの文化遺産魅力発掘プロジェクト実行委員会の事務局の運営及び事業実施の補助等	随時
	<参考>H29年度実施事業 ・よどえまるごと道草日和（9/2-12/3）、米子歴史絵巻（9/2）、歴史遺産講座（3/4）	